

令和7年度

定期(財務)監査及び行政監査報告書

小 城 市 監 査 委 員

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

### 1 監査実施期間

令和7年10月14日から令和8年2月20日まで

### 2 監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等		監査実施日	監査対象課等		監査実施日	
市長部局	総務部	財政課	令和8年2月20日	保育幼稚園課	令和7年11月14日	
		防災対策課	令和8年1月16日	教育総務課(学校教育課含む)	令和7年11月18日	
		総務課	令和8年1月16日	教育総務課 学校給食係	令和7年11月18日	
		総合戦略課	令和8年2月2日	教育委員会事務局 生涯学習課	小城公民館係	令和7年10月14日
		企画政策課	令和8年1月16日		牛津公民館係	令和7年10月14日
	市民部	市民課	令和7年12月12日		芦刈公民館係	令和7年10月14日
		人権・同和対策室	令和7年12月12日		生涯学習・三日月公民館係	令和7年10月14日
		税務課	令和7年10月24日	社会教育施設係	令和7年10月14日	
		国保年金課	令和7年10月16日	文化課	文化振興係・文化財保護係	令和7年11月14日
	環境課 環境係・廃棄物対策係	令和7年12月12日	市民図書館 <small>(三日月図書館係・小城図書館係)</small>		令和7年11月14日	
	環境課 施設係	令和7年10月16日	会計局		令和7年10月27日	
	福祉部	こども家庭課	令和7年10月16日	選挙管理委員会事務局		令和8年1月16日
		高齢障がい支援課	令和7年10月24日	議会事務局		令和8年2月2日
		健康福祉課	令和7年11月14日	農業委員会事務局		令和8年2月2日
	産業部	商工観光課	令和7年11月18日	監査委員事務局		令和7年10月27日
		農林水産課	令和8年1月22日	公営企業事務局	水道課	令和8年1月26日
		農村整備課	令和8年1月16日		下水道課	令和7年10月27日
	建設部	都市計画課	令和7年10月24日			
		定住推進課	令和7年11月18日			
		建設課	令和8年1月22日			

### 3 監査の対象期間

令和6年度執行分・・・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また、行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

全庁的に改善すべき事項として、以下のことを口頭で指導した。

#### ○行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可について、小城市公有財産規則（平成17年小城市規則第42号）第17条第4号に「貸付財産を転貸してはならないこと」と規定されている。昭和40年1月21日行政実例においても「行政財産の目的外使用の許可を受けた者が他の者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することは、許可処分の性質上認められない」とされているが、一部の施設等において転貸しの実事が認められたため、解消に努めること。

#### ○随意契約

随意契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に適応する指針である小城市随意契約ガイドライン（平成24年）を確認し、最適な条項により契約を締結すること。

#### ○補助金の概算払

補助金の概算払について、団体の運営費等、年度当初に交付しなければ補助金の目的を達成できないなどの特別な事情があり、市長が特に必要があると認めるときは概算払での補助金の交付が可能であるが、多くの補助金交付要綱には補助金の交付に関する条項が規定されておらず、概算払の可否を判断した決裁文書も存在していない。小城市補助金等交付規則を遵守し、適正に補助金交付事務を行うこと。

#### ○公金の支払時期

公金の支払時期について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第6条に規定されているが、この条項は契約書等により約定されている場合であり、約定されていない場合は支払遅延防止法第10条の規定が適用されるため、支払時期を遅延することのないように注意すること。

なお、今回の定期監査及び行政監査における個別の指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※ 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区 分	服 務	文 書	収 入	支 出	契 約	工事の 執行	補助金	財産	現金の 取扱い	その他	計
重要な指摘事項					2		1				3
その他の指摘事項					3			2	1		6
検討を要する事項											0
合 計	0	0	0	0	5	0	1	2	1	0	9

2 重要な指摘事項

- 契約関係 (2件)
- 補助金関係 (1件)

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

- 契約関係 (3件)
- 財産関係 (2件)
- 現金の取扱い関係 (1件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

監査の対象	財政課、総務課、総合戦略課、企画政策課、市民課、税務課、国保年金課、環境課（環境係・廃棄物対策係）、環境課（施設係）、こども家庭課、高齢障がい支援課、健康福祉課、商工観光課、農林水産課、定住推進課、建設課、保育幼稚園課、教育総務課（学校教育課含む）、教育総務課（学校給食係）、生涯学習課（芦刈公民館係）、生涯学習課（生涯学習・三日月公民館係）、生涯学習課（社会教育施設係）、文化課（文化振興係・文化財保護係）、市民図書館（三日月図書館係・小城図書館係）、会計局、選挙管理委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、下水道課
監査の結果	・上記の課については、財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

監査の対象	人権・同和対策室
監査の結果 (重要な指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人権・同和教育推進協議会に対して、概算払により補助金として 540,000 円を交付したが、補助対象経費は 539,747 円であり、補助金額が補助対象経費を 253 円上回っていたものの補助金の返還を求めていなかった。補助金交付事務を適正に行うとともに、実績額に応じた補助金額を交付されたい。</li> </ul>

監査の対象	農村整備課
監査の結果 (重要な指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砥川北部地区施設維持管理・灌水業務（両新村）において、令和 7 年 2 月 3 日付けで変更契約を締結していたが、相手方に変更契約書を渡していなかったため、適正な事務処理に努められたい。</li> </ul>

監査の対象	生涯学習課（牛津公民館係）
監査の結果 (重要な指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛津公民館監視カメラ取替工事において、小城市財務規則（平成 17 年小城市規則第 38 号）第 102 条第 2 項の規定に基づき、小城市建設工事請負約款により契約を締結する必要があるが、小城市業務委託契約書を使用していた。適正な事務処理に努められたい。</li> </ul>

監査の対象	防災対策課
監査の結果 (その他の指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線通信施設保守点検業務（同報系）の保守点検報告書の一部において、過年度報告書の写真が使用されていた。請負者から提出された書類は、内容を確認するとともに訂正が必要な場合には、再度、提出を求めるようにされたい。</li> <li>・消防積載車の購入について、指名競争入札により相手方と契約しているが、納品後の支払いにおいて、諸経費を含む全額が備品購入費から支出されていた。自賠責保険料及び自動車重量税は適する歳出科目から支出すべきであり、適正な事務処理を行うこと。</li> </ul>

監査の対象	農村整備課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・三日月東部・三日月排水機場包括管理委託において、文書フォルダ内に業務に関連しない文書が保管されていた。公文書は適正に管理し、不要な文書等は処分すること。

監査の対象	都市計画課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・広域循環バスの購入について、指名競争入札により相手方と契約しているが、納品後の支払いにおいて、諸経費を含む全額が備品購入費から支出されていた。自賠責保険料及び自動車重量税は適する歳出科目から支出すべきであり、適正な事務処理を行うこと。

監査の対象	水道課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・松本浄水場 1 号原水濁度計取替工事及び山ノ神地区共用管布設替工事 (その 2) の契約において、小城市財務規則 (平成 17 年小城市規則第 38 号) 第 88 条の規定に基づき、予定価格調書は封入すべきであるが、未封入のままであった。適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	生涯学習課 (小城公民館係)
監査の結果 (その他の指摘事項)	・手書き領収書で取扱者印がないものが見受けられた。手書き領収書の取り扱いについて、適正に努められたい。